

環境基本法の概要

1. 総則

環境保全の基本理念 (第3条~第5条)

現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
全ての者の公平な役割分担の下、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
国際的強調による積極的な地球環境保全の推進

各主体の責務 (第6条~第9条)

国 地方公共団体 事業者 国民

2. 環境の保全に関する基本的施策

施策策定の指針 (第14条)

環境の自然的構成要素が良好に維持
生物多様性の確保等
人と自然との豊かなふれあいの確保

環境基本計画の策定 (第15条)

国の具体的施策

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境基準 (第16条)
- ・公害防止計画及びその達成の推進 (第17、18条)
- ・環境配慮
 - 国の施策の策定 (第19条)
 - 環境影響評価の推進 (第20条)
- ・規制 (第21条)
- ・経済的措置
 - 経済的助成、経済的負担による誘導 (第22条)
- ・環境への負荷低減に資する製品等の利用 (第23条)
- ・環境の保全に関する教育・学習 (第25条)
- ・民間団体等の自発的な活動の促進 (第26条)
- ・施策の策定に必要な調査の実施、監視等の体制の整備 (第28、29条)
- ・科学技術の振興 (第30条)
- ・公害による紛争の処理 (第31条)
- ・地球環境保全等に関する国際協力 (第32~35条)

地方公共団体の施策 (第36条)

費用負担等 (第37~40条)

原因者負担 / 受益者負担 / 国と地方の関係 (第37~40条)

3. 環境の保全のための組織

中央環境審議会の設置 (第41条)

都道府県、市町村の合議制の機関 (第43、44条)

公害対策会議の設置 (第45、46条)

循環型社会形成推進基本法の仕組み

循環型社会の形成

循環型社会： 廃棄物等の発生の抑制、
循環資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進、
適正な処分の確保により、
天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会



有価・無価を問わず、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

基本原則等

循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を推進

発生抑制（リデュース） 再使用（リユース） 再生利用（マテリアル・リサイクル）
熱回収（サーマル・リサイクル） 適正処分の優先順位により、対策を推進
自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策等と有機的な連携

責 務

国

基本的・総合的な
施策の策定・実施

地方公共団体

循環資源の循環的
な利用及び処分の
ための措置の実施
自然的社会的条件
に応じた施策の
策定・実施

事業者

循環資源を自らの
責任で適正に処分
（排出者責任）
製品、容器等の設
計の工夫、引取り、
循環的な利用等
（拡大生産者責任）

国民

製品の長期使用
再生品の使用
分別回収への協力

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する基本方針、総合的・計画的に講ずべき施策等を定める

- ・原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定
- ・計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取
- ・政府一丸となって取り組むため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定
- ・計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告
- ・計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記
- ・国の他の計画は、この基本計画を基本とする

循環型社会の形成に関する基本的施策

発生の抑制のための措置
適正な循環的な利用・処分のための措置
再生品の使用の促進
製品、容器等に関する事前評価の促進等
環境の保全上の支障の防止
環境の保全上の支障の除去等の措置
発生の抑制等に係る経済的措置
地方公共団体の施策

公共施設の整備
地方公共団体の施策の適切な策定等の確保
教育及び学習の振興等
民間団体等の自発的な活動の促進
調査の実施
科学技術の振興
国際的協調のための措置

廃棄物処理法と平成15年改正

現行廃棄物処理法の概要

